

## 青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する 条例等の一部を改正する条例について

### 1 概要

青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動に関し、公職選挙法施行令の改正に基づき、選挙公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、関係条例を改正しようとするもの。

### 2 改正対象条例

- (1) 青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例【第 1 条】
- (2) 青森市議会議員及び青森市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例【第 2 条】
- (3) 青森市議会議員及び青森市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例【第 3 条】

### 3 主な改正の内容

- (1) 選挙運動用自動車使用の公営 【第 1 条】

区分	改正後	改正前
一般運送契約の限度額	<u>64,500 円</u>	<u>51,500 円</u>
一般運送契約以外の限度額		
自動車借入れ	<u>16,100 円</u>	<u>13,390 円</u>
燃料供給	<u>7,700 円</u>	<u>7,210 円</u>
運転手雇用	<u>12,500 円</u>	<u>10,000 円</u>
自動車を使用する場合の公費負担の限度額	<u>64,500 円</u>	<u>51,500 円</u>

- (2) 選挙運動用ポスター作成の公営 【第 2 条】

区分	改正後	改正前
ポスター一枚当たりの作成単価限度額	$\frac{609,690\text{円} + (30\text{円}73\text{銭}) \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ 【参考】市議 1,194 円、市長 787 円	$\frac{267,800\text{円} + (23\text{円}69\text{銭}) \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$ 【参考】市議 525 円、市長 350 円

※ポスター掲示場数：市議 511 箇所 市長 786 箇所

- (3) ビラ作成の公営 【第 3 条】

区分	改正後	改正前
ビラ一枚当たりの作成単価限度額	<u>8 円 38 銭</u>	<u>7 円 51 銭</u>

※ビラの限度枚数：市議 4,000 枚 市長 16,000 枚

### 4 候補者一人当たり公費負担限度額

区分	改正後	改正前	増減
市議選	<u>1,095,154 円</u>	<u>658,815 円</u>	<u>436,339 円</u>
市長選	<u>1,204,162 円</u>	<u>755,760 円</u>	<u>448,402 円</u>

### 5 施行期日

公布の日から施行